

市公共施設の対応について

国の基本的対処方針及び県における外出自粛等の段階的緩和の方針に基づき、公共施設（主な指定管理施設を含む）の開館、貸館についての対応を次のとおりとする。

- 1 適用期間 令和2年7月10日（金）から
- 2 共通事項 市公共施設については、次の要件を実施し、開館、貸館を行う。
 - (1) 「三つの密」を徹底的に避ける。
利用人数の上限は、屋内であれば 5,000 人以下、かつ収容定員の半分以下、また、屋外であれば 5,000 人以下とし、人と人との距離を十分（1～2 m）に確保するものとする。また、必要に応じ、入場者の制限や誘導を行うものとする。
 - (2) 手指消毒液を設置する。
 - (3) 利用者に対しては、感染防止策（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの徹底及び発熱等の症状がみられる場合の利用の自粛など）の協力を要請する。
 - (4) その他、国の基本的対処方針により業種ごとに作成された「感染拡大予防ガイドライン」に沿って、対策を講じるものとする。